

令和7年第1回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和7年3月6日（木） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題
 - 請願第2号 学校給食無償化実施の意見書採択を求める請願書
 - 請願第1号 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約の限度額の見直しを求める請願
 - 議第15号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について
 - 議第16号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結について
 - 議第17号 村上市過疎地域持続的発展計画の変更について
 - 議第18号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定について
 - 議第19号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定について
 - 議第20号 村上市辺地に係る総合整備計画の変更について
 - 議第21号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
 - 議第22号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第23号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第24号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第25号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第26号 村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第27号 村上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第28号 市有財産の処分について
 - 議第7号 令和7年度村上市土地取得特別会計予算
 - 議第8号 令和7年度村上市情報通信事業特別会計予算
- 4 出席委員（7名）

1 番 魚 野 ル ミ 君	2 番 尾 形 修 平 君
3 番 鈴 木 い せ 子 君	4 番 菅 井 晋 一 君
5 番 野 村 美 佐 子 君	6 番 富 樫 雅 男 君
7 番 高 田 晃 君	
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
 - 議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 委員外議員（2名）
 - 上 村 正 朗 君 小 杉 武 仁 君
- 8 オブザーバーとして出席した者（なし）
- 9 説明のため出席した者

副 市 長 大 滝 敏 文 君	政 策 監 須 賀 光 利 君
-----------------	-----------------

総務課長	長谷部 俊 一 君
同課参事	田 中 和 仁 君
同課人事管理室長	川 崎 健 一 君
同課人事管理室係長	佐 藤 権 一 君
同課総務管理室副参事	本 保 敦 志 君
同課情報管理室長	須 貝 正 人 君
同課情報管理室係長	真 田 富 久 君
財政課長	榎 本 治 生 君
同課契約検査室長	立 花 強 君
同課財務管理室長	成 田 大 介 君
同課財務管理室係長	鈴 木 郁 君
企画戦略課長	山 田 美和子 君
同課行政改革推進室長	五十嵐 博 君
同課企画政策室長	忠 康 博 君
同課企画政策室係長	増 子 友 昭 君
同課地域交通政策室長	須 貝 直 毅 君
会計管理者	大 滝 豊 君
消防長	田 中 一 栄 君
消防本部次長	瀬 賀 誠 君
消防本部総務課長	遠 山 泰 紀 君
選管・監査事務局長	木 村 俊 彦 君
荒川支所長	平 田 智枝子 君
神林支所長	瀬 賀 豪 君
朝日支所長	五十嵐 忠 幸 君
山北支所長	大 滝 きくみ 君
学校教育課長	小 川 智 也 君
同課教育総務室長	鈴 木 祐 輔 君
環境課参事	大 滝 誓 生 君
同課環境政策室長	本 間 陽 子 君
こども課子育て政策室長	長谷部 淳 君
観光課観光交流室係長	増 子 正 臣 君
建設課長	須 貝 民 雄 君
都市計画課参事	小 野 道 康 君
上下水道課長	稲 垣 秀 和 君

10 議会事務局職員

局長	内 山 治 夫
次長	鈴 木 渉

(午前10時00分)

委員長(高田 晃君)開会を宣する。

○当委員会の審査の順序については、審査日程どおりに進むこととし、請願第2号については請願者の意見を聞くこととしたので、請願の審査において協議会を開催し、委員会再開後、審査日程ど

おり付託議案の審査をすることに異議なく、また議会申合せにより請願者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長（高田 晃君）請願者（新日本婦人の会村上支部代表 桑名紀子氏、会員 小野トミ氏）を入室させる。

日程第 1 請願第 2 号 学校給食無償化実施の意見書採択を求める請願書を議題とし、紹介議員（上村正朗君）から補足説明を受けた後、暫時休憩して協議会を開会し、請願者（新日本婦人の会村上支部代表 桑名紀子氏）から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、委員会を再開し、審査に入る。

（補足説明）

上村 正朗 おはようございます。請願紹介議員の上村正朗でございます。請願第 2 号 学校給食無償化実施の意見書採択を求める請願書についてですが、本日請願者から直接趣旨の説明をしていただきますが、紹介議員である私からも若干の補足説明をさせていただきますと思います。皆様御承知のとおり、学校給食は子供たちの健やかな成長を保障するために重要な役割を果たしております。一方、令和 6 年度における村上市の給食費の額は小学校で年間 5 万 3,580 円、中学校で 6 万 6,105 円となっており、昨今の物価高騰の状況の下、保護者の皆様にとって大きな負担となっています。全国各地の自治体で学校給食無償化の取組が進んでいますが、本年 2 月 25 日に自由民主党、公明党、日本維新の会の 3 党間で締結された学校給食無償化に関する合意文書では、まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、2026 年度に実現する。中学校の拡大についても、できる限り速やかに実現するとする内容が盛り込まれています。さらに、翌 26 日の衆議院予算委員会で、石破首相は、3 党で合意した学校給食無償化について、その意義を強調し、給食をよりよいものにしていく必要性を指摘いたしました。国の段階で学校給食無償化に向けて動きが確実に始まったものと考えます。国の段階におけるこの動きをさらに前に進め、確実なものとするためにも、村上市議会、そして村上市の声を関係機関に届けることが大切だと思います。総務文教常任委員会の皆様には、本請願の趣旨をお酌み取りいただき、ぜひとも御賛同賜りますことをお願い申し上げまして、紹介議員としての補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（高田 晃君）暫時休憩を宣する。
（午前 10 時 06 分）

委員長（高田 晃君）再開を宣する。
（午前 10 時 13 分）

（審 査）

尾形 修平 この件に関しましては、先ほど紹介議員からお話もありましたように、もう既に国のほうでも 2026 年度の開始に向けて進んでいるわけでありまして、今ほど請願者からのお話もあった中で、学校における給食のウエートというのは非常に大きいものだと思います。また、各家庭でもなかなか子供に対してバランスが取れた食事

を与えていないというような家庭も多々見られるということなので、学校給食の子供の成育に関する役割というのは非常に大きいというふうに感じていますし、私も以前からこの件に関しては賛成ですので、ぜひとも委員会としての賛成ということで進めていただければというふうに思います。以上です。

魚野 ルミ

私も若い世代の方たちと話をする機会はとても多いですが、やっぱり子供を育てる負担が大きいというのがもういつも話題になっていまして、負担軽減というのもそうですけれども、そもそも子供というのは地域とか、自治体、政府、国みんなで育てていくものだと思っているので、食の源である給食が一日も早く無償化になって、安心・安全な食を提供していけるようになっていったらいいと思っています。

野村美佐子

私も一般質問したのですが、本当に教育としての位置づけと、義務教育に係る副教材費含めて親の負担がすごくて、今物価高の中で子育てしている人たちのためにも本当に確実に来年度から予算がついて、教育費無償化が実現するように、ぜひとも給食費を無償化していただくように、これを、請願を上げていただければというふうに、私も賛成で進めたいと思っています。

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり審査を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、請願第2号は、起立全員にて採択すべものと決定した。

事務 局長

ただいま採択すべきものと決定いただきました請願につきまして、最終日に議員発議をしていただく運びとなります。つきましては、本市議会の様式にのっとり、成文化したものを御準備いたしておりますので、お帰りの際に御署名のほうをお願いいたします。以上でございます。

委員長（高田 晃君）暫時休憩を宣する。

（午前10時17分）

委員長（高田 晃君）財政課長及び契約検査室長を入室させる。

委員長（高田 晃君）再開を宣する。

（午前10時18分）

日程第2

請願第1号 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約の限度額の見直しを求める請願を議題とし、紹介議員（小杉武仁君）から補足説明を受けた後、審査に入る。

(補足説明)

小杉 武仁

おはようございます。それでは、請願第1号 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約の限度額の見直しを求める請願につきまして、請願の紹介議員として補足説明をさせていただきます。詳しい趣旨、内容に関しましては、お手元に配付の請願書及び意見書案のとおりであります。若干の説明をさせていただきます。近年の物価上昇により、中小建設業界を取り巻く事業環境

は、より深刻な状況に置かれているのが現状であり、この少額随意契約の上限額を見直す規制緩和を行うことにより、地方自治体はより迅速かつ効率的に工事を執行することが可能となることに加え、地元中小建設事業者にとっても、自治体からの発注手続が迅速化されることによる契約事務の負担が軽減され、公共工事も速やかに実施されることから、結果的に人件費や資材等の高騰に苦慮する地元建設業界の事業環境の改善や地域経済の活性化にも寄与することにつながると捉えています。人件費等を含め全体的なコストが高騰している中、昭和57年の法改正を最後に40年以上にわたり改正されておらず、今日に至るまでの間の消費税導入や改正による増加分が加味されていないことをはじめ、様々に経済事情が変わる中、実体経済とかけ離れていることから同法の見直しを求めるものであります。つきましては、地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府関係機関に意見書を提出していただくとともに、皆様から本請願に対する御理解と御賛同を賜りますことをお願い申し上げ、補足説明とさせていただきます。

(審 査)

尾形 修平

せっかく財政課の皆さんおいでなので、関連して質問したいと思いますけれども、これ今紹介議員から話あったように40年以上制度が変わっていないという中で物価がこれだけ上がっている中で、地方自治法の施行令の中で地方公共団体、市に関しては130万円、県及び政令都市に関しては250万というのが全国一律で決まっているわけです。そんな中で、仮に村上市のこの限度額が上げられた場合、行政側としての、限度額が200万に上がるのか、300万に上がるのかで違うと思うけれども、行政側の事務の簡素化というか、どのぐらいできるのかなというのをちょっと伺えればと思います。

財政 課長

今委員おっしゃられた130万というのが工事になるわけですが、工事で調べましたところ、いわゆる一般競争入札をしている、今現在130万以上ということでおる件数が大体5年度の実績でいきますと148件、仮に倍ぐらいになって県並みになった場合については、120件程度ですので、割合としては20%ぐらい減になる、入札の事務、それはうちの財政課のほうの事務の軽減にもなりますし、業者さんのほうの軽減にもなると思います。

尾形 修平

そうすると、仮に140件のうちの20件が、今度担当課が直接発注するような格好になると思うのだけれども、そうすると先ほど紹介議員が言われたように、入札では取れなかった零細業者の方の受注機会も増えるのではないかなというふうに私は思っているのだけれども、その辺財政課として特に担当課から発注することに関して懸念材料とか、そういうものがあるとしたら聞かせてもらえればと思います。

財政 課長

今130万円未満のものについては、ただ単にいわゆる1社と契約というようなことではなく、各課においていわゆる複数業者によって見積り合わせを行って業者を決めているところでありますので、その金額が130万から例えば250万とかになったというようなことであっても、若干この20件が担当課のほうに事務が行くわけですが、その辺は拡散といいますかになりますので、そここのところは心配はしておらないところでございます。

菅井 晋一

ちょっと不勉強で申し訳ないですが、この政令が40年以上改正されていないというのは、何か特別国の考え方というか、理由とかはあるのでしょうか。市で判断できるかどうか分らないですけれども。

高田委員長 財政課長、分かりましたら。
財政 課長 ちょっとその辺まで承知しておりません。
菅井 晋一 あと、今度各課で契約するのがちょっと増えていくということなのですが、契約の見積り合わせのやり方というのは、俺が聞くのも聞きづらいのですけれども、立会いはどこか財政課の人が立会いするとか、そういうことをやっているですか。
財政 課長 所管課長の名で行うということで、財政課のほうからは立会い等はしていません。
菅井 晋一 私、朝日の時代は、総務課行って、総務課長の前で見積り開封してやっていました、見積り合わせは。ところが、村上に来たらそういうのが全くなかったものですから、担当課で、言い方は甚だ失礼ですけれども、勝手にやっているのだなというふうに印象を受けたのですけれども、その辺担当課でやること自体はいいですけれども、公正に取扱いできるような、しっかりとそういう仕組みづくり、要綱づくりとか、その辺もこれからしっかりやっていただきたいなと思います。以上です。

(討 論)

野村美佐子 私自身もちょっとこの認識がなくて、今質疑等、議員の説明等を聞いて認識を新たにしましたけれども、本当に物価がこれだけ上がって、価格上昇、工事の価格も大きくなっているわけですから、ぜひともこれは国に意見書を上げて、進めてもらうべきことではないかなと改めて思いました。一言意見を言わせていただきました。
尾形 修平 先ほども、この件に関しては賛成ですけれども、やはり地方分権を進める観点から、上限額を一律国で決めるということ自体が私は基本的に間違っていると思いますし、この趣旨内容にあるように、限度額を参酌すべき基準というような表現で施行令を変えていただくということが私は一番大事なのではないかなというふうに思っていますので、ぜひ賛成したいというふうに思っています。

以上のとおり審査を終結し、討論を求めたところ賛成の討論が2件あり、起立による採決を行った結果、請願第1号は、起立全員にて採択すべものと決定した。

事務 局長 この請願につきましても、御採択いただきましたので、成文化したものを準備してございますのでお帰りの際に御署名お願いいたします。以上でございます。

委員長（高田 晃君） 暫時休憩を宣する。
（午前10時29分）

委員長（高田 晃君） 理事者を入室させる。

委員長（高田 晃君） 委員会の再開を宣する。
（午前10時39分）

日程第3 議第15号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について及び議第16号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結についての2議案を一括議題とし、担当課長（企画戦略課長 山田美和子君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)
企画戦略課長 おはようございます。それでは、議第15号及び議第16号について説明をいたします。

議第15号及び議第16号は、令和7年度を始期とする第3次村上岩船定住自立圏共生ビジョンの策定に伴い、平成27年第2回定例会で議決をいただきました関川村及び粟島浦村の定住自立圏形成協定の変更をお願いするものでございます。議第15号は、関川村との協定を変更するものであり、変更内容は地域医療体制の充実に向け、連携事業に新潟県医師養成修学資金貸与事業を追加し、村上総合病院の医師確保などを共同して行うこと、新たに脱炭素社会の推進を追加し、地球温暖化や気候変動に対する環境対策として、圏域で再生可能エネルギー等の利用促進に取り組むこと、公共交通ネットワークの確保に向け、圏域内の交通資源を有効活用し、相互利用や効率的な運行についてを協定に加えるものでございます。議第16号は、粟島浦村との協定内容を変更するものであり、連携事業に新潟県医師養成修学資金貸与事業及び公共交通ネットワークの相互利用や効率的な運行について加えるものであり、内容は関川村と同様でございます。これらの追加のほか、自殺対策の推進については、文言の修正を行っております。説明は以上でございます。

(一括質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第15号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第15号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、初めに議第15号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第15号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第16号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第16号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第16号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第16号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 4 議第17号 村上市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とし、担当課長（企画戦略課長 山田美和子君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

企画戦略課長 それでは、議第17号について説明をいたします。議第17号は、村上市過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。本計画は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和3年度から令和7年度を計画期間として策定したものであります。このたびの計画変更につきましては、事業計画に新たな事業を追加

し、これらの事業について、国の財政支援措置を受けようとするものであり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項により準用する同条第1項の規定により議会の御議決をお願いするものでございます。計画変更の内容につきましては、議案の別紙、過疎地域持続的発展計画変更を御覧ください。主な内容は、経営近代化施設事業の追加、市道改良事業や施設のLED化事業、統合保育園整備事業などを追加するものでございます。なお、この計画変更につきましては、新潟県との協議手続を既に終えており、去る1月15日付で異議のない旨の回答をいただいているところでございます。以上、説明を終わります。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第17号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

目 程 第 5	議第18号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定について、議第19号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定について及び議第20号 村上市辺地に係る総合整備計画の変更についての3議案を一括議題とし、担当課長（企画戦略課長 山田美和子君）から説明を受けた後、質疑に入る。
---------	---

(説 明)

企画戦略課長 それでは、議第18号、議第19号及び議第20号について説明いたします。議第18号から議第20号までの3議案につきましては、いずれも村上市辺地に係る総合整備計画の策定または変更について、議会の御議決をお願いするものでございます。議第18号は、小岩内総合整備計画を、議第19号は中継総合整備計画をそれぞれ新たに策定し、国の財政支援措置を受けようとするものであり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の御議決をお願いするものでございます。第20号につきましては、今川辺地総合計画の計画期間を令和6年度1年間から令和7年度までの2年間に変更しようとするものであり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項により準用する同条第1項の規定により議会の御議決をお願いするものでございます。第18号の整備をしようとする公共施設ですが、市道平林小岩内線道路改良工事は、平林小岩内線の縦断線形を改良し、接続する市道の勾配を緩やかにし、道路利用者の利便性や安全性の向上を図るものであります。市道小岩内20号線道路改良工事は、老朽化した橋梁を撤去し、橋梁を使用せず終点に向かう道路利用者の安全性の確保と中期的なコスト縮減を図るものです。また、道路改良に伴い、下水道管を撤去、集約化することにより生活環境の改善と、下水道施設の維持管理の向上を図るものでございます。整備の計画期間は令和7年度から9年度の3か年

でございます。議第19号の整備をしようとする公共施設は、中継地区農村整備事業であり、農業集落排水施設の設備機器の更新工事を行うものであります。整備計画期間は令和7年度から令和9年度の3か年であります。本工事の実施により、今後安定した水質及び農村生活環境の維持、向上を図ろうとするものでございます。議第20号の整備をしようとする公共施設は、市道今川7号線今川橋修繕工事であり、劣化が進んでいるため、修繕、補強による長寿命化を行うことで交通の確保、歩行者等の安全を確保し、地域住民の安心で安全な道路サービスを提供するものでございます。整備の計画期間の変更は、令和6年度の1か年を令和7年度までの2か年にするもので、その変更理由でございますが、気象条件の原因により工事日数が不足するため、計画期間を延長するものでございます。説明は以上でございます。

(一括質疑)

- 菅井 晋一 辺地債が充当できるこの計画、非常に有効なもので、大賛成であります。それで、辺地を構成する町または字ということで、村上市内にはこの辺地の計画を立てることができる地域といいますか、それは幾つありますでしょうか。
- 企画戦略課長 辺地の区域が現在45区域となっております。
- 菅井 晋一 もちろん45の地域は、全地域とも辺地計画は作成済みでしょうか。
- 企画戦略課長 今継続中のものは、高根辺地と今川辺地と、今日の小岩内辺地と中継辺地の4つでございます。
- 菅井 晋一 例年辺地債というのは、村上是大体どれくらいの金額充当されていますでしょうか。
- 財政 課長 7年度の辺地対策事業債の充当ですが、9,980万円を予定して、約1億円というようなことであります。
- 尾形 修平 今の4番委員の質問に関連してなのけれども、私の今までの感覚の中では、この辺地債使えるのは旧山北地区、朝日地区というふうに私は思っていたのだけれども、今回これ小岩内も入っていて、今企画の課長からあった45、地域別にちょっと教えてもらえますか。地区別というか。
- 企画戦略課長 村上地域が7、荒川がゼロです。神林が4、朝日11、山北23。
- 尾形 修平 いいですか、続けて。ちなみに、村上の7地区ってどの辺を言っているのだろう。
- 企画政策室長 企画政策室長の忠です。よろしくお願いします。村上地域におきましては、下山田辺地、あと門前辺地、あと菅沼辺地、鋳物師辺地、大月辺地、あと柏尾辺地、あと馬下辺地です。
- 尾形 修平 私辺地って聞くと、例えば大栗田とかというイメージがあったのだけれども、今聞くと大栗田入っていないので、理由みたいなのが何かあるのですか。辺地を選定した理由というか。
- 企画戦略課長 辺地に該当するものの条件の中で、5平方キロメートル以内の面積の中に50人以上の人口を有することという条件もございまして、該当にならないということです。

(議第18号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第18号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、初めに議第18号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第18号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第19号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第19号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第19号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第19号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第20号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第20号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

最後に、議第20号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第20号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 6	議第21号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。
---------	---

(説 明)

総務 課長 それでは、議第21号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について御説明いたします。本案は、刑法の改正により刑罰における懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑が創設されることに伴い、関係する5つの条例について、懲役及び禁錮の字句を拘禁刑に改めるなど所要の改正を行うものであります。以上でございます。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第21号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 7

議第22号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議第23号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についての2議案を一括議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

総務 課長

それでは、議第22号及び議第23号の2議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。これら2議案は、いずれも育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の交付に伴い、所要の改正を行うものであります。初めに、議第22号は村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。主な改正内容は、仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項として、時間外勤務の免除対象となる子の範囲を現行の3歳未満の子から、小学校就学の始期に達するまでの子に拡大することなどであります。次に、議第23号は、村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、法律の一部改正により、法と条例の条項にずれが生じることから、条例に所要の改正を行うものであります。以上でございます。

（一括質疑）

尾形 修平

議第22号に関してなのだけれども、これ3歳から就学前までということで、年齢を上げることによって対象となる人というのは、総務課のほうで把握されているのですか。

総務 課長

申し訳ありません。はっきりとした人数は、今現在ちょっと数字手元に持ち合わせてございません。

高田委員長

後であれですか。いいですか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

総務 課長

この制度でございますけれども、今現在3歳未満ということでございますが、制度の趣旨として、本人からの申出があって執行するというような内容になってございます。私どものほうで周知は十分しておりますが、今のところ利用がないというふうな状況でございます。

菅井 晋一

育児休業とか、介護休暇とか、どれくらいの取得があるか教えてください。

人事管理室長

人事管理室長の川崎です。よろしくお願いします。育児休業につきましては、ちょっと今正確な数字は出てこないのですが、女性職員については100%に極めて近い数字だというふうに把握をしております。また、今年度の状況で申し上げますと、男性の2週間以上の育児休業の取得率についても、90%以上の取得状況というところを見込んでいるところでございます。なお、介護休暇につきましては、現在利用者が1名になっております。

（議第22号自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（議第22号討論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑を終結し、初めに議第22号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第22号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第23号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第23号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第23号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第23号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第8 議第24号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

総務 課長 それでは次に、議第24号でございますが、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、市の非常勤特別職である学校薬剤師の報酬を改定しようとするものであり、現在の業務内容及び従事時間、訪問頻度等を考慮し、報酬額について、現行の年額5万円を6万5,000円にしようとするものであります。以上でございます。

(質疑)

尾形 修平 今回この非常勤の特別職ということで学校薬剤師さんだけを上げる格好になっているけれども、この薬剤師さんだけというのは何か理由あるのですか。

総務 課長 今回、非常勤特別職ほかにも職ございますが、こちらを取り上げたという理由といたしまして、やはりこちらについて、今御説明申し上げました業務内容、それから従事時間、そういったものが増加しているというようなことがございますし、また近隣の市町村でございますが、近隣ですと新発田市、それから胎内、関川、聖籠町も含めてなのですが、聖籠町、それから新発田市につきましては、既に6万5,000円というふうに改定されております。また、胎内市、関川村につきましても、今定例会、この3月の定例会をもって6万5,000円にするということでございますので、合わせて本市も同じ額に改正したいということでございます。

尾形 修平 これ薬剤師さんの仕事はどういうお仕事されているのかというのがなかなか私には伝わってこない部分があるのだけれども、村上市で今薬剤師の資格を持っている方が100人おられるということなのだけれども、これ学校ごとの配置に関して、その地域性とか、そういうものを加味して行っているのですか。

学校教育課長 それぞれの学校に近隣の薬剤師さんが張りついているような形でそれぞれの学校に配置されています。

尾形 修平 そうすると、例えば保育園とか、そういうところとは重複しないような格好で、1人の薬剤師さんが何校もというような配置にはなっていないということではないのです

か。

学校教育課長 このメンバー見ても、複数校を兼務で割り当てられているケースはありませんので、そういった形にはなっていません。

野村美佐子 今の賃上げというのはいいいことだとは思いますが、それに異議はありませんけれども、どういう仕事と、どれぐらいの時間を拘束されるものなのか、大体分かれば教えていただくとありがたいのですが。

学校教育課長 薬剤師の業務、学校環境衛生基準という決まりで規定されています。その中で検査項目約14項目、検査といいますか、業務内容14項目ほどあるのですけれども、1回学校に行くと、薬剤師の方が3業務ぐらいは、3業務以上はやられている形で、その業務によっては短時間で終わるものもあれば、長時間、複数回計測したりするようなものもあります。そこは、業務によってばらつきがあります。そういった学校での業務を年3回から4回やっている学校が多い形です。

(何事か呼ぶ者あり)

高田委員長 分かりましたか。

野村美佐子 業務が分からない。

高田委員長 学校教育課長、もう少し業務内容を詳しく。

学校教育課長 すみません。学校環境衛生基準で規定されているものは、検査項目としては換気ですとか、保温の計測、あと採光、照明の関係の計測もあります。あと、騒音、そういったものの計測もありますし、飲料水の水質検査ですとか、あとネズミとか、害虫の状況も検査します。プールに関しての水質衛生状態も検査しますし、そういったことに加えて、薬物乱用防止の教室での説明をしたり、学校の保健衛生計画の策定に意見を述べたりする、そういったことも薬剤師さんの業務に含まれてきています。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第24号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9 議第25号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議第26号 村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についての2議案を一括議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務課長 それでは、議第25号及び議第26号の2議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。これら2議案は、いずれも令和6年8月8日の人事院及び10月11日の新潟県人事委員会により給与制度のアップデートとして社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に関する勧告がなされたことから、勧告内容に準拠し、条例に所要の改正を行うものであります。初めに、議第25号は、村上市職員の給与に関

する条例の一部を改正する条例制定についてであります。主な改正内容は、係長級以上における各級初号の給料月額の設定、また配偶者に係る扶養手当を廃止することや子供に係る扶養手当について、1人月額1万円から1万3,000円に引き上げることについて、経過措置を設け、段階的に実施するものであります。次に、議第26号は村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容は、寒冷地手当について、定年前再任用短時間勤務職員等への支給を可能にするものであります。以上でございます。

(一括質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第25号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第25号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、初めに議第25号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第25号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第26号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第26号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第26号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第26号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第27号 村上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

総務 課長 それでは次に、議第27号でございますが、村上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律並びに国家公務員等の旅費に関する法律施行令の施行と、昨今の社会経済情勢の変化並びに宿泊料金高騰の状況を踏まえ、本市職員の旅費規程における宿泊料の上限額について、現行の1泊1万1,000円から1万9,000円に改めるものであります。以上でございます。

(質疑)

尾形 修平 これ物価高騰のあおりを受けて、たしか東京辺りでもホテル代がかなり上がっているというのは理解できるのだけれども、8,000円の上昇幅が果たして適正なのかって

言われると、なかなか民間感覚で言うと、ちょっと違うのではないかなって思うのだけれども、8,000円をいきなり上げる理由として、課長のほうで説明できますか。

総務 課長 今回1万9,000円という金額なのですけれども、先ほど上限額1万9,000円でございますけれども、国家公務員等の旅費に関する法律、また施行令、その中で東京都の国家公務員、一般職ですけれども、宿泊する場合の上限額ということで今回改正されております。実際もちろんこの金額、1万1,000円から1万9,000円ということで、少し上げ幅が大きいような形になっておりますが、こちらの金額については、旧村上市で申しますと平成9年からこの金額できております。現在1万1,000円なのですが、実際私も職員が普通出張で旅費を伴うことってあまりないのですが、やはり市長、それから随行、副市長の出張等では多々ございます。その中を見てみると、半分ぐらいは、半分以上は1万1,000円で収まっていないというような状況で、実態に合っていないということがございますし、また、では幾らが基準になるかといいますと、なかなかその辺りが難しいということで、1万9,000円の根拠としましては、やはり国の法律の作成の際に民間企業の社員らが出張するホテルの実勢価格というのをデータを持っているようなので、そちらのほうを参考にしたというところでございます。

菅井 晋一 私も東京で1万9,000円で泊まれないときもあるのかなというふうに思いますが、今まで1万1,000円で超えた分は、では市長とか個人で払っていたということですか。

総務 課長 これ市長にかかわらず、職員も、それから議会の皆さんも同じなのですけれども、その都度決裁を上げさせていただいて、このような事情でやむを得ないということで承認をいただいて、執行させていただいておりました。

(自由討議)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第27号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 11 議第28号 市有財産の処分についてを議題とし、担当課長（財政課長 榎本治生君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

財政 課長 それでは、議第28号 市有財産の処分について御説明をいたします。処分する物件につきましては、村上市日下地内の土地3筆、合計6万6,701平方メートルにつきまして、バイオマス発電事業の用地に供するため、大平電業株式会社に対して1億4,000万円で譲渡しようとするものであります。以上でございます。

(質 疑)

富樫 雅男 これを販売、処分することによって、固定資産税はどれくらい見込めるのですか。

財政 課長 固定資産税については、ちょっと調べておりませんでした。

高田委員長 後で調べてあれですか。

財政 課長 後で調べて御報告したいと思います。

菅井 晋一 土地の価格と直接関係ないかもしれないのですが、何かここは太平電業で合併浄化槽を設置するような話聞いたのですけれども、下水は近くにはないのでしょうか。

上下水道課長 今回の用地につきましては、近くに集落排水がございますけれども、その汚水を処理するためにはやはり長距離になってしまいますので、途中でポンプなど整備しなければなりません。管路と合わせますと、ちょっと事業費まで持ってこなかったのですけれども、大変な事業費がかかるものですから、処理区域外ということで、処理区域外のところについては合併浄化槽を設置していただくという基本的な考えの下でお願いしているところでございます。

菅井 晋一 20年において様々条件ついていますが、将来例えば事業を終えて、転売にはなかなか条件はつけられないのかなというふうには思いますけれども、少し心配しているのは、今中国がどんどん日本の土地買っているのです、そういう、中国には売らないとか、日本の国がちょっとお粗末で、皆売っているのですけれども、そういう条件とかはつけられないのでしょうか。

財政 課長 転売等の条件でございますが、1つは第15条に転売禁止ということで20年、あと転売をする場合は書面により協議するということになってございます。もう一つ、16条のほうに、16条の3項ですけれども、売買物件についてはバイオマス発電事業に供するという、協定書に基づく利用困難となったときについては、甲と乙両者で協議をするというようなことになってございますので、その協議の中で話をさせていただくというようなスキームになってございます。先ほどの固定資産税の関係について、財務管理室の係長のほうから説明させていただきます。

財務管理室係長 財務管理室の鈴木です。固定資産税の予定価格なのですけれども、概算で380万円程度になる見込みとなっております。

尾形 修平 土地の評価は、当然今現状でやられたと思うのだけれども、これ今太平電業さんに買っていただくに当たって、日下4号線、市道の整備をするわけだ、あれだけの巨額のお金をかけて。そうすると、道路が脇につくことによって、土地の評価額というのは変わってくると思うのだけれども、初歩的な話しして申し訳ないのだけれども、その辺というのは交渉の中でのあれには入らないのですか。

財政 課長 1億4,000万円については、不動産鑑定に基づいた額になるわけですが、その条件といたしまして、もう既に市道がそこに通ることが決定しておりますので、市道を通った後の状態といいますかということで評価をしていただいております。

尾形 修平 もう一点なのだけれども、先ほど4番議員から下水道の話が出たけれども、上水に関してはどういう計画なのでしょうか。

上下水道課長 上水道に関しましても、近くまで水道のほうが行っていますので、そこからあくまでも事業者のほうで整備していただくというふうなことが基本になっておりますので、そちらも事業者のほうで整備していただくこととなります。その後整備していただいた後に帰属いただくというような形になるかと思います。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第28号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第12 議第7号 令和7年度村上市土地取得特別会計予算を議題とし、担当課長（財政課長 榎本治生君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

財政 課長

それでは、議第7号 令和7年度村上市土地取得特別会計予算について御説明をいたします。歳入歳出予算の総額を6億7,423万円とするものであります。予算の内容といたしましては、大きく2点ございます。1つは、土地の先行取得については、村上総合病院跡地の買収におきまして、厚生連から第2期整備分の土地を取得するための経費について計上をいたしました。2点目といたしまして、土地開発基金を活用して先行取得していた土地について、一般会計へ売却をいたします。対象の用地は道の駅朝日拡充事業用地で6,311万7,000円、村上駅周辺まちづくり事業で、道路用地で1,817万2,000円、統合保育園整備事業用地で1億1,849万7,000円、都市計画道路整備事業で南中央線道路用地として416万4,000円ということであります。それでは、予算書に沿って説明をいたします。240、241ページを御覧ください。初めに、歳入であります。1款財産収入、1項財産運用収入の土地開発基金運用収入で基金の利子収入1万9,000円を計上し、2項財産売却収入で一般会計への土地売却収入2億395万4,000円を計上いたしました。2款土地開発基金借入金1億6,312万8,000円は、村上総合病院跡地の用地取得に係る土地開発基金からの借入金であります。次に、3款繰入金の一般会計繰入金1億6,312万8,000円は、土地の先行取得に当たり、一般会計から繰り入れるものであります。2項の基金繰入金では、一般会計への土地売却により余剰となった基金の一部を一般会計へ繰り出すため、土地開発基金繰入金1億4,400万円を計上いたしました。続いて、歳出であります。242、243ページを御覧ください。1款財産取得費では、村上総合病院跡地の第2期整備分の土地を先行取得するための土地購入費1億6,312万8,000円を計上いたしました。次に、2款諸支出金の1項土地開発基金費は、一般会計から繰り入れた金額を土地開発基金に一旦積み立てるためへの予算として1億6,312万8,000円と基金利子の積立分2万3,000円であります。2項土地開発基金償還金では、土地売却収入について、基金に戻すための償還金2億395万円を計上いたしました。3項繰出金では、土地開発基金の余剰額の一部を一般会計に戻すための繰出金1億4,400万円を計上いたしました。なお、令和7年度末の土地開発基金の基金残高の見込みであります。現金分で9,859万6,611円、土地貸付分で3億7,887万4,422円、合計で4億7,747万1,033円になる見込みであります。以上でございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第7号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第13 議第8号 令和7年度村上市情報通信事業特別会計予算を議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

総務 課長

それでは、議第8号 令和7年度村上市情報通信事業特別会計予算について御説明いたします。予算書の244ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は3億8,100万円で、前年度比マイナス17.9%、8,300万円の減額となっております。事業概要につきましては、施設維持管理経費のほか、昨年度からの継続事業である放送設備改築更新工事や告知端末機等の撤去工事等を計上しております。項目の主なものについて御説明いたします。251ページ、252ページをお開きください。歳入でございますが、2款使用料及び手数料の1項1目情報通信施設使用料は、ほぼ前年度並みの計上でございます。次に、3款繰入金でございますが、一般会計からの繰入金は前年度比マイナス7.2%、1,621万2,000円の減でございます。また、こちらにつきましては、告知端末機の終了による維持管理費の減額によるものでございます。次に、歳入第5款雑入でございますが、前年度比プラス20.7%、748万1,000円増でございます。国道及び県道改良工事に伴う道路改良工事等支障施設工事補償料の増が主な理由でございます。次に、6款市債でございますが、放送設備改築更新工事の財源として充てております。前年度比マイナス41.4%でございます。7,400万円の減額ということでございます。起債の種別としては、こちらは過疎債の充当を見込んでおります。次に、歳出でございますが、次のページをお開きください。歳出のほう、1款1項1目総務費の一般管理費の説明欄1、情報通信事業一般管理経費でございます。こちら前年度比4,761万3,000円の減でございます。こちらについては、放送設備の改築更新工事、こちらの工事費の減額によるものであります。次の説明欄2、情報通信事業職員人件費は職員3人分の人件費となります。次に、2目施設管理費でございますが、説明欄1の山北地区施設維持管理経費から、次のページ、3の神林地区施設維持管理経費まででございますが、各地区の維持管理経費を個別に計上しております。いずれの地区におきましても、告知端末機終了による減などにより、2目施設管理費全体では前年度比3,882万8,000円の減、2億4,770万円を計上しております。255ページでございます。2款公債費でございますが、前年度に比べ255万7,000円増の467万9,000円でございます。令和6年度起債分の利子償還が主な理由でございます。247ページにお戻りいただきたいと思っております。こちら第2表、地方債でございますが、歳入で御説明いたしました起債の目的、限度額などを定めるものであります。以上でございます。

（質 疑）

野村美佐子

情報通信事業の山北、神林、朝日が私としてもよく理解できていないこともあるのですが、この施設の維持管理費というのが3地区にかなり高いということと、それからまた何年かしたら大規模に改修しなければいけないことになるのかなというふうにも思うのですが、私自身は朝日なのですけれども、8年前に越してきたので、これには入っていないくて、自分で通信もネットもやっているのですけれども、例えば5,000円ぐらい個人でやるとかかるのですけれども、この3地区の個人世帯の負担

額というのが、その収入がかなり低いように思うのですけれども、どのぐらいの設定になっているのか、また改修というのは何年ごとぐらいに起こるものか、分かれば教えていただきたいのですが。

情報管理室長 情報管理室長の須貝です。今ほどのお話なのですけれども、まず使用料の設定につきましては、そもそも朝日地区が難視聴及びブロードバンドゼロというものを解消するためにどうにかならないかということで検討いたしました。そのためにはNTTとか、いろいろ声かけをしたのですけれども、採算性が取れないということで、その当時朝日村の方々が自ら引こうということで始まったものでございます。そもそも本来テレビが見えて当たり前、そういった高速通信が使えて当たり前というところを村で対応して、安く提供しようということで、安価な料金で設定したと聞いております。このたび告知端末というものがなくなりまして、今後テレビ再送信ということで残っていきます。いまだにアンテナがないと映らない地区が多々ありますので、これは継続していくことになります。機器につきましては、そんなに短い期間ではなくて、かなりもつと言われておりますが、一応10年ぐらいをめどに換えなければならないと思います。このたび、まだ当時朝日地区で整備したものがなかなかもってくれたもので、今まで更新はしていなかったのですけれども、そろそろもう部品もないですよということになりまして、更新せざるを得なかったという状況でございます。以上です。

野村美佐子 テレビがアンテナを結局取ってしまって、今光で映しているということもあるので、今度それがなくなると、アンテナをつけなければいけないとかになるのかと思うのですけれども、本当にアンテナでは映らないところにこういうことを公的に保障するというのはすごく必要なことだと思うのですが、本当にこの一部の地域だけ安価な仕様で始まったとしても、やっぱりこれだけの、一般財源からの負担がかなり多いわけですから、検討していくというような考えとかは持っていらっしゃる、問題意識というか、持っていらっしゃるのでしょうか。

総務 課長 今必要な事情については、室長のほうからお伝えさせていただいたのですが、確かにこの経費、多額になっております。市長のほうともいろいろ協議はしておりますが、少しでも安くなる、安価で処理ができるようにということで様々業者に確認をしたり、そういった作業はしておりますので、そのような状況でございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第8号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上のとおり本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（高田 晃君）閉会を宣する。

(午前 1 1 時 3 9 分)